

札幌市告示第2519号

令和6年（2024年）6月5日付け札幌市告示第2443号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年（2024年）6月10日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2443号別表の工事番号「24(環)第0018号」工事名「白石清掃工場構内舗装改修工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

訂正前

1. 適用範囲

本仕様書は、「白石清掃工場構内舗装改修工事」に適用する。

2. 施工条件

1) 本工事は、白石清掃工場の構内舗装及びロードヒーティング設備を改修するものである。

本工事は設計図書に基づき施工することを原則とするが、設計図書に明示されていない事項については、監督員と協議の上で施工すること。

2) 本工事については、ごみ受入停止期間最終日まで（受入停止期間：9月1日～9月29日）に走行可能な状態に完成させなければならない。

3) 白石清掃工場の執務時間は、平日8:30～17:00であるが、時間外および土日、祝日等に作業を行う必要がある場合は、施設管理者の承諾を得ること。

4) 本工事は、施設構内における作業であることから、施工に当たっては、既設構造物、設備類及び埋設物等を破損しないよう事前調査及び対策を講じること。

また、施設の運営管理に影響を与えないよう最大限配慮し、入所時教育や朝礼等にて作業従事者に周知徹底すること。

5) 工事現場は、札幌市環境局所管の重要なごみ処理施設であり、万が一、構造物や埋設物を破損した場合は、速やかに監督員と施設管理者に報告し、指示に従うこと。

6) 敷地内への入退場手続き及び敷地内における車両走行（制限速度、走行方向）、資材置場、現場事務所等の配置については、施設管理者が定める規則に従うこと。

7) 本工事と重複して白石清掃工場の中間整備作業等が実施されており、関係者及び請負者相互の十分な工程の調整を行うこと。

8) 工場建物内の設備（バルブや計器等）を許可なく操作しないこと。施工の都合上、操作を必要とする場合は、事前に監督員に連絡し指示を受けること。

9) 本工事範囲については、コンクリート取壊しの際に既設ランプウェイ部の床版を損傷させないように施工を行うこと。

10) 本工事では、既設舗装版、コンクリート取壊しについて、ごみ受入停止期間前の夜間（20時から5時）に施工を行うことを想定している。そのため、騒音対策等を十分に講じ、施工を行うこと。

また、日中は交通開放の必要があることから、仮復旧の転圧を十分に行い、段差の解消に努めるとともに、仮復旧部については、都度補修を行うこと。

3. 工期設定について

工期：令和5年7月1日から令和5年10月28日まで

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	28日間
③ 休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）及び降雨日数	実工期×雨休率0.7※

※雨休率：実働工期日数に休日や悪天候により作業ができない日数を見込むための係数

訂正後

1. 適用範囲

本仕様書は、「白石清掃工場構内舗装改修工事」に適用する。

2. 施工条件

1) 本工事は、白石清掃工場の構内舗装及びロードヒーティング設備を改修するものである。

本工事は設計図書の内容に基づき施工することを原則とするが、設計図書に明示されていない事項については、監督員と協議の上で施工すること。

2) 本工事については、ごみ受入停止期間最終日まで（受入停止期間：9月1日～9月29日）に走行可能な状態に完成させなければならない。

3) 白石清掃工場の執務時間は、平日8:30～17:00であるが、時間外および土日、祝日等に作業を行う必要がある場合は、施設管理者の承諾を得ること。

4) 本工事は、施設構内における作業であることから、施工に当たっては、既設構造物、設備類及び埋設物等を破損しないよう事前調査及び対策を講じること。

また、施設の運営管理に影響を与えないよう最大限配慮し、入所時教育や朝礼等にて作業従事者に周知徹底すること。

5) 工事現場は、札幌市環境局所管の重要なごみ処理施設であり、万が一、構造物や埋設物を破損した場合は、速やかに監督員と施設管理者に報告し、指示に従うこと。

6) 敷地内への入退場手続き及び敷地内における車両走行（制限速度、走行方向）、資材置場、現場事務所等の配置については、施設管理者が定める規則に従うこと。

7) 本工事と重複して白石清掃工場の中間整備作業等が実施されており、関係者及び請負者相互の十分な工程の調整を行うこと。

8) 工場建物内の設備（バルブや計器等）を許可なく操作しないこと。施工の都合上、操作を必要とする場合は、事前に監督員に連絡し指示を受けること。

9) 本工事範囲については、コンクリート取壊しの際に既設ランプウェイ部の床版を損傷させないように施工を行うこと。

10) 本工事では、既設舗装版、コンクリート取壊しについて、ごみ受入停止期間前の夜間（20時から5時）に施工を行うことを想定している。そのため、騒音対策等を十分に講じ、施工を行うこと。

また、日中は交通開放の必要があることから、仮復旧の転圧を十分に行い、段差の解消に努めるとともに、仮復旧部については、都度補修を行うこと。

3. 工期設定について

工期：令和6年7月1日から令和6年10月28日まで

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	28日間
③ 休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）及び降雨日数	実工期×雨休率0.7※

※雨休率：実働工期日数に休日や悪天候により作業ができない日数を見込むための係数

25. 週休2日工事の実施について

- 1) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- 2) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。
- 3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ①受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - ②受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
- 8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 9) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- 10) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- 11) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- 12) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。

なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。
(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)